

平成19年8月7日

愛知県名古屋市
中島 康喜 様

環境省自然環境局野生生物課

2007年5月9日付け再質問書につきまして、以下のとおり回答致します。

再質問1) 2004年3月の京都府丹波町での高病原性鳥インフルエンザ発生地周辺の野鳥のウイルス保有状況調査は、京都府と連携し実施しており、調査に当たっての防疫措置について、京都府の保健・健康担当部局及びウイルス学の専門家の指導も受けており、適切に実施されたと考えています。

とのことですが、「2日後に死亡した限り無くクロに近いSサイズカラス」を素手に持って記念撮影するような調査の指導をした「京都府の保健・健康担当部局及びウイルス学の専門家」を開示して下さい。開示されない場合は情報公開請求します。

また、「手袋は滑って鳥を押さえにくいので装着していない」とのことですが(野生生物課鳥獣保護業務室徳田裕之氏の2007年4月17日の回答)では、マスクを装着しないのはなぜですか?簡単にできるリスク回避をなぜしないのか、海外での鳥インフルエンザ調査ではマスク・手袋を着用している理由とともに説明して下さい。

【再質問1への回答】

当時、調査にあたってカラスを素手に持って記念撮影するよう指導を受けた事実はなく、従って指導した者もありません。なお、調査に当たっての防疫措置について指導いただいた京都府職員等について現時点で特定することは困難です。

平常時に行う高病原性鳥インフルエンザの発生予防に資するためのモニタリング調査では、調査の前後にうがいや手洗いを励行するよう指導しています。

なお、本年1月に高病原性鳥インフルエンザが発生した際に宮崎県等で実施した調査では、手洗いやうがいの他にマスクの着用をおこなったところです。

再質問2) 環境省として鳥類標識調査の委託先である山階鳥類研究所に対し指導することとしているところであります。

とのことですが、問題発覚後(2005年9月16日以降)の「具体的な指導内容」を開

示して下さい。

【再質問2への回答】

環境省では、問題行為の指摘があったことについて山階鳥類研究所に伝え、指摘された内容についての事実関係の確認と、不適切な取扱いがないようバンダーに対し指導することを山階鳥類研究所に対して指導しました。

なお、これを受けて、山階鳥類研究所からは、バンディング事務連絡で全バンダーに注意を促しています。2005年9月直後の「バンディング事務連絡2005-3(2005年10月)」では、遵守事項の確認、捕獲から放鳥までの作業における鳥への配慮、啓蒙活動時であっても捕獲地での速やかな放鳥が原則であり鳥へのストレスに配慮すること等を注意喚起し、その後も定期的に注意喚起を行っています。

2005年9月以降のバンディング事務連絡内容から関連事項抜粋

・2005-3(2005年10月11日)

調査実施の際の諸注意、バンディング啓蒙活動に関する注意点

・2006-1(2006年4月7日)

鳥インフルエンザ(調査上の注意等)、調査実施の際の諸注意、バンディング啓蒙活動に関する注意点

・2006-3(2006年10月11日)

死亡鳥・負傷鳥の記録方法

・2007-1(2007年4月3日)

死亡鳥・負傷鳥、鳥インフルエンザ(調査上の注意等)、調査実施の際の諸注意

再質問3)山階鳥類研究所においても、講習会での指導、バンダーに送付する「バンディングセンター事務連絡」等によって、調査実施の際の注意事項の徹底を行っております。

とのことですが、注意事項の徹底が未だなされていないので、つまり、山階鳥類研究所のバンダー管理能力が足りないので、違法行為や問題行為が繰り返されているのではないですか？

違法行為や問題行為が繰り返されている現状の最終的な責任は委託元の環境省にある。

YESかNOで答えて下さい。

【再質問3への回答】

山階鳥類研究所によるバンダーへの指導については、講習会を通じてバンダーとしての指導教育を行い、適性や能力を確認した上で認定書を発行し、3年に1度の更新時にも適

性や能力について検討を加えており、また、毎年の鳥獣捕獲許可証の取得の際にも、山階鳥類研究所がバンダー各人の実績や調査計画内容を吟味しております。

また、山階鳥類研究所から、年3、4回の事務連絡を通じてバンダーへ必要な連絡や注意事項の徹底を図るとともに、各バンダーの担当者を決め、日常的に調査内容や調査方法の指導を行う対応もしていると聞いています。

こうした取組を通じて、注意事項が徹底されるよう努められていると認識しています。

再質問4)

鳥類標識調査では、二種類のデータを収集しています。一つは、標識調査で捕獲して足環を装着して放鳥した鳥についてのものであり、いつ、どこで、どんな鳥が何羽いたのか、オスかメスか、などのデータです（以下「放鳥データ」とします）。

このことですが、「放鳥データ」は足環を装着せずとも捕獲するだけで得られます。また、捕獲せずとも目視観察で「いつ、どこで、どんな鳥が何羽いたのか、オスかメスか、などのデータ」が得られて大きな成果があることは環境省自らが発表しています。わずか1回の集計で22万件の情報が得られるのですから、

(<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=5879>) 別添資料

「放鳥データ」に相当するものは標識調査以外で質・量ともに十分得られると一般的には結論づけられますが、環境省としての結論を、YesかNoで答えて下さい。

また、「放鳥データ」は未だデータベース化されていません。活用できない状態のデータは無いものと等しいと考えられます。多額の税金を投じて集めたデータを放置している責任は環境省にある。YesかNoで答えて下さい。

【再質問4への回答】

標識調査以外での「放鳥データ」相当のデータ収集に関しては、例えば開水面にいるカモ類等の鳥類については目視のみで相当数を観察できるが、潜行性の鳥類や識別の困難な鳥類については、目視のみで種類や個体数の動向を把握することは困難であると考えています。

また、観察できた場合でも雌雄や成幼などを目視のみで正確に識別することは困難な場合が多いと考えています。

放鳥データについては大部分の電子データベース化は済んでおり、過去の一部期間については紙ベースで保存されていたデータの電子データベース化を進めているところです。また、現在、一般への公開に向けてシステムの構築や公開方法の整理等を行っているところです。

再質問 5)

標識調査データは渡りルート の 解明、野生状態における鳥類の寿命の把握、我が国の鳥類相の把握等に資するデータとなっております。

とのことですが、捕獲時と再捕獲時の時間差がどうして「寿命」と言えるのでしょうか。科学的な根拠を示して下さい。

捕獲時と再捕獲時の時間差で得られるのは生存期間の記録であり、自然界での生存期間の記録を多く集めることで、少なくとも何年以上の生存が認められるかという情報が得られると考えています。この意味で、標識調査データが、寿命の把握に資するデータとなると説明したものです。

再質問 6)

鳥類標識調査の成果は鳥類の保護施策の推進に活用されております。

とのことですが、スズメ目の保護施策に活用された具体的な成果の公的記録を全て開示して下さい。

鳥類の保護策の検討にあたっては、その種の生態など基礎的な情報の把握が必要であるとされており、標識調査は基礎情報の収集において有効であると考えています。

メジロやウグイスの密猟と違法飼育の防止、摘発のために、メジロ、ウグイスの国内外産個体の識別のためのマニュアルを作成するにあたって、標識調査で得られた外部形態に係るデータを活用しました。

また、鳥類の生息状況や重要な鳥類生息地の把握にあたっての資料としてデータを活用するなどしています。

再質問 7)

「鳥類への足環装着の安全性 - 小型種における足環の重さの影響 - 」(石田健、1992、Strix11、293-298)において、「体重比1%前後あるいは1%以内という足環の重さは十分に小さい値であり、重さの点で鳥体に著しい負荷を与えるとは思われない。」と結論づけられています。

とのことですが、環境省は「足環はフンよりも軽いので負担は無い」と認識しているということですね。Yes か No で答えて下さい。

上述の論文は、足環の鳥体重に対する比率と体重変化比率とを比較した上で、体重比1%前後あるいは1%以内という足環の重さは十分に小さい値であり、重さの点で鳥体に著しい負荷を与えるとは思われないと結論づけており、この論文の結論に基づき、足環が重さの点で鳥体に著しい負荷を与えるということはないと認識しているものです。

再質問8)

周囲を海洋に囲まれる島国であるという地理的条件が日本に類しているイギリス

とのことですが、渡りルートの上距離が大きく異なる日本とイギリスにおいて、島国であるという1点のみでBTOの見解を適用できると環境省は認識しているということですね。YesかNoで答えて下さい。

また、渡りの貴重な中継地である離島で大規模な調査を行っているのは日本だけです。離島での調査では、一度に多くの鳥が霞網にかかって数十羽単位の事故死がたびたび起こっています。それでも、環境省の責任において

1. 「数十羽単位の死亡事故も仕方ない」

2. 「我が国における鳥類標識調査は、離島での調査も含めて安全上問題ない」

3. 「安全上の問題はないから、改善すべき点は一切無い」

ということですね。それぞれ、YesかNoで答えて下さい。

【再質問8への回答】

渡りルートの上距離が大きく異なるという点については、例えば実際に小鳥の渡りがあるイギリスとアイスランド、大陸との距離を勘案した場合、日本のケースと大きく異なるとは言えないと考えています。

また、離島で大規模な調査を行っているのは日本だけとのご指摘に関しては、離島が渡りの重要な中継地になっている場合は多く、このために例えばイギリス、他のヨーロッパ諸国、アメリカでも多くの離島で標識調査が実施されているところです。

標識調査による鳥類への影響については、調査時の見回り回数を増やす、天候状況を考慮してきめ細かな対応するなど、最小限に抑えるための配慮を行うよう、山階鳥類研究所からバンダーに対して指導を行っており、環境省としても、バンダーへの指導の一層の徹底について山階鳥類研究所に適切に指導していきたいと考えております。

再質問9)

契約書等の公開は情報公開法に定められた手続により行っておりますので、請求書の様式等をお送り致します。

とのことですが、2006年11月28日に、当時の担当である野生生物課 松田彰紀氏に「3週間後の12/11(月曜)の時点で回答可能な部分について、回答をいただきたい」とお願いしてありました。

「情報公開法に定められた手続」が必要なことはその時点で分かっているにもかかわらずお知らせいただけなかった理由は何ですか。だれもが納得できる理由を示して下さい。

質問書 質問8についても他回答と合わせて回答させて頂こうとしたため、回答が遅くなったものです。